

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（警務課）

一 趣旨

川口市における住居表示の実施に伴い、川口警察署の管轄区域の規定を整備するため改正

二 内容

川口警察署の管轄区域の変更

管轄区域から「前川町二丁目」を削り、川口市の新たな町の区域となる「本前川一丁目、本前川二丁目、本前川三丁目」を加える。

三 施行期日

公布の日から施行する。